

コスモエコパワー株式会社「新岩屋ウィンドパーク事業 環境影響評価書」に係る確定通知について

令和4年11月10日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

当省は、コスモエコパワー株式会社「新岩屋ウィンドパーク事業 環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、コスモエコパワー株式会社に対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けたコスモエコパワー株式会社は、同条第2項の規定に基づき、青森県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1か月間）し、住民へ周知することとなる。

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成28年12月12日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成29年 3月 3日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成29年 3月10日

＜環境影響評価方法書＞

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成31年 2月13日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 元年 6月 3日
青 森 県 知 事 意 見 受 理	令和 元年 8月23日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 元年 9月10日

＜環境影響評価準備書＞

環 境 影 響 評 価 準 備 書 受 理	令和 3年 3月19日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 3年 5月28日
青 森 県 知 事 意 見 受 理	令和 3年 9月27日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 3年10月 5日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 3年12月 2日

＜環境影響評価書＞

環 境 影 響 評 価 書 受 理	令和 4年10月26日
環 境 影 響 評 価 書 確 定 通 知	令和 4年11月10日

問い合わせ先：電力安全課 長尾、野田
電話03-3501-1742（直通）